

## 令和3年度第7回東浦町地域公共交通会議 会議録

会議名	令和3年度第7回東浦町地域公共交通会議
開催日時	令和4年1月26日（水）午前10時15分から午前11時30分まで
開催場所	緒川コミュニティセンター ホール
出席者・欠席者	別添「令和3年度第7回東浦町地域公共交通会議委員名簿」のとおり
議題	(1) 東浦町地域公共交通計画（案）について【協議】
その他	(1) 東浦町地域公共交通会議の公募委員募集 (2) 東浦町運行バス「う・ら・ら」の有料広告募集
傍聴者の数	2人

### 審 議 内 容

◆防災交通課長

定刻となったため、会議を開催する。

◇会長

今回の議題は1つである。皆様の意見、ご協力をお願いする。

◆防災交通課長

始めに、本日の出席委員は、委員名簿のとおり、30名中25名で、定足数の過半数以上に達しているため、東浦町地域公共交通会議設置要綱第6条第2項により、本会議が成立したこと及び同条第4項により、会議は公開とし、本日の傍聴者は2名であることを報告する。また、本日の会議の内容については、町のホームページで後日公開することを併せて報告する。

◇会長

議題1 東浦町地域公共交通計画（案）について、事務局から説明を求める。

<b>議題1 東浦町地域公共交通計画(案)について…資料1、2</b>
-------------------------------------

◆事務局A

資料1、2について説明。

◇会長

説明を受け、委員の意見を聴取する。

◆委員A

資料1の32ページ、施策8の1「新たに建設・改修する町内公共施設は公共交通で訪れやすいようにする」の内容についてお聞きしたい。ここで、公共交通とあるが、どのような範囲を想定しているのか。また、どのような取り組みを想定しているかをお聞きしたい。

◆事務局A

まず、本事業の公共交通の訪れやすさの指標を、駅勢圏半径800m、バス停勢半径300m以内としている。そのため、本事業に記載のある公共交通とは主に鉄道とバスを指している。また、本事業の狙いは、本計画でこの事業・指標を作ることによって、施設を持つ事業課が、改修・移設する際に、公共交通での訪れやすさを意識させることにある。

## ◆事務局B

本事業の取り組みについて説明する。どの自治体も公共施設の老朽化問題が起きている。その中で、改修や移設があった際には、公共交通で訪れやすい立地場所にすることや、快適な乗降ができる環境を作ることを公共交通に配慮した施設づくりを推進することを本事業の取り組みとしている。

### ◇副会長

事業の内容は、理解の祖語や誤解が生じないような文章にすることが必要である。また、公共施設といっても集客力がないところや、民間の施設でも集客力があるところがある。そのため、この事業は公共施設というより、集客施設等とした方が適当である。

この事業は私自身としても思い入れが強い事業である。今、新設される施設でもバス等の公共交通が乗り入れられないことがある。

東浦町で、そういったことを避けるために本事業を作成している。バス停が施設敷地内に無くてもよいが、付近には設置できるようにしていくべきである。

### ◇会長

本計画は町の計画のため、町で作成した施設については、町の責任をもって公共交通での訪れやすさを確保していくといった趣旨である。しかし、公共施設だけでなく、集客施設についても訪れやすさを確保していくべきだというご意見が出た。これに関して、委員の意見を聴取する。

### ◇副会長

静岡のある民間商業施設では、バス停から施設までの歩道に屋根を設けて、雨に濡れないような工夫がしてある。これは、市等の要請に関わらず、民間商業施設が自主的に調整し、実施したことである。

仕組みや市の要請等はなく、偶然、公共交通利用者にとって利便性の高い環境が整えられたが、今後は偶然ではなく、必然で起こしていく必要がある。自治体から民間施設へ働きかけができるような本事業は重要と考えている。

## ◆委員B

集客施設等の付近にバス停を設置し、利便性を向上させる取り組みは重要だと感じた。他の自治体では、バス停の位置が危険な位置であることから、移設したといった話も聞いた。最初から安全で便利な場所に設置できるような取り組みを、事前に折り込めるのは非常に良いと思う。

別件になるが、タクシーに関する施策や指標を新設していただき、とてもありがたく感じている。タクシー事業者として色々と協力して実施していきたい。

また、20 ページの関係図についてお聞きしたいことがある。目標に対して複数のアウトカム指標が設定されており、それぞれのアウトカム指標は定量化しているため、アウトカム指標の個別の達成可否は確認できると思うが、目標が達成されたかの可否はどのように判断するのだろうか。

## ◆事務局A

一つの方針的でもある目標を評価するにあたっては、多面的な側面から評価する必要があるため、多数のアウトカム指標でこれを担っています。そのため、目標が達成されたかの可否は、地域公共交通会議にて関連するアウトカム指標の達成状況を報告し、その内容

から目標の達成の可否を協議していきたいと考えている。

#### ◆委員 C

資料1の25ページ、施策3の1「緒川駅の拠点性向上に向けた賑わいの創出」の内容について意見がある。2019年に開業した「SAKUMACHI 商店街」をご存知だろうか。名鉄瀬戸線「尼ヶ坂駅」から「清水駅」にかけての全長600mに渡る高架下に、さまざまなお店や施設が集結した商店街である。この様なあたらしいまちづくりによって、賑わいが創出されることを期待する。

#### ◇会長

「SAKUMACHI 商店街」は、我々の望む形でもある。交通結節点である緒川駅に、屋根付きの良い場所があるため、賑わいの創出とともに何かやれたらと考えている。

高架下の利活用については、JR 東海からも一定の理解を示していただいているため、進められるところから始めていきたい。

#### ◇副会長

まず、目標とアウトカム指標の関係についてお話ししたい。個別の指標の達成状況から目標の達成をどのように評価するか、この考え方については講義の中でも教えていることではある。その際に必ず言うのが「達成条件は出せるが、人によってはこの設定は適当ではないと言われることがある」ということである。

達成条件の例でいえば、1つの目標に対して指標が3つあり、この指標を2つ以上達成していれば、目標の達成状況をA判定とするといった設定がある。

個人的な見解ではあるが、個別事業の中身を見ずに、判定だけを見て評価されることがある。また、達成条件という設定の問題で正しく評価できないこともある。それならば、達成条件を設けない方が良いのではと考えている。

また、施策3の1「緒川駅の拠点性向上に向けた賑わいの創出」の内容については、鉄道事業者の考えにも左右される。しかし、実行できるならば実行した方が良い効果的な事業であるため、計画に記載できるのであれば記載した方が良い。

#### ◆委員 D

資料1の22ページ、施策1の3「知多バス「東ヶ丘団地線」の利便性向上策の実施」の内容についてお聞きしたい。以前から言われていることではあるが、知多バス「東ヶ丘団地線」は日中の時間帯に運行していない。

⑤の実証実験をして効果が見られた場合は、本格実施へ移行し、利便性向上策を追加すると記載にあるが、利便性向上に対する効果測定はどのようにするのか、また、利便性向上策には知多バス「東ヶ丘団地線」の日中の時間帯の増便等も含まれるのか。

#### ◆事務局 A

まず、利便性向上に対する効果測定は、資料1の施策4の2「回数券の共通利用」の中で記載しているとおり、毎年の利用状況、財政負担、住民の評価から総合的に勘案し、地域公共交通会議において評価することを予定している。

また、追加する利便性向上策としては、乗継券の相互利用を可能にすることを検討している。

#### ◆委員 D

前任の連絡所長や他地域のグループインタビュー等からも「巽ヶ丘駅」に行きたいという意見は出ていたかと思う。

また、バスを利用する方は、病院やお買い物で利用する高齢の方が多いため、平日は朝夕のみの運行となる知多バス「東ヶ丘団地線」との乗り継ぎ利便性を向上させても、お昼に帰ってこれないため、効果はあまり得られず、事業の継続は難しいのではないかと懸念している。

#### ◆事務局 A

日中の時間帯での巽ヶ丘駅への乗り入れは、巽ヶ丘駅周辺が民有地であること等から各所との調整が必要になってくる事項である。

また、資料 1 の 24 ページ、施策 2 の 2 「地域内の短距離移動を補完する新たな公共交通の導入」での乗入れも考えながら、検討していきたい。なお、この新たな公共交通の導入に関しても、各所との調整が必要になる。

#### ◆委員 D

資料 1 の 23 ページ、施策 2 の 1 「タクシーを活用した新たな公共交通の導入」の①に「19 時～21 時の移動需要を補う」とあるが、この時間帯は、運行されているバス路線では満たせないという考えで良いのか。

#### ◆事務局 A

現行のダイヤでは満たせない時間帯という認識である。朝から運行し、19 時以降の移動需要をバスだけで担うには、バス 1 台につき 2 人の運転手を付ける必要があるため、運行委託費が約 1.7 倍の金額になる。こういった背景の中で、コストを押さえつつ、移動需要を叶えるために施策 2 の 1 「タクシーを活用した新たな公共交通の導入」を計画に記載している。

#### ◆委員 D

資料 1 の 5 ページ、福祉有償運送には他の事業者もある。調べたうえで追記していただきたい。

#### ◆事務局 A

追記の範囲に関しては、町内の事業者のみを記載するか、他市町の事業者も記載するかを検討し、追記していく。

#### ◇会長

その他について委員の意見を聴取する。

#### ◇副会長

まず、資料 1 の 23 ページ、施策 2 の 1 「タクシーを活用した新たな公共交通の導入」についてお話ししたい。これは町運行バス「う・ら・ら」と知多バスが夜間運行していない地域を運行することを想定している。

知多バスが石浜団地での運行を止める前は、20 時台の移動需要も満たせていた。これが町運行バス「う・ら・ら」に役割が転換されたばかりのときは、19 時台の運行もしていたが、朝の通学便を確保するためには、労働条件の問題からバス 1 台につき 1 人の運転手だけでは実現ができなくなった。この時に、通学者と通勤者のどちらを取るかという議論になり、通学者の足を守る方針となった。しかし、夜間の移動需要は変わらずあるため、このような形で補完する事業を計画に記載した。

次に、知多バス「東ヶ丘団地線」の平日の日中に運行がない件についてお話ししたい。この時間帯に増便するために、町運行バス「う・ら・ら」を使うのは、ダイヤの大きな見直しに繋がるため、現段階で実施するのは得策ではない。

町運行バス「う・ら・ら」を使った増便ではなく、東ヶ丘団地と巽ヶ丘駅との区間のみの増便、つまり、知多バス「東ヶ丘団地線」の日中時間帯の増便を希望するのであれば、知多乗合株式会社との協議が必要になる。

現状、両策ともできる見込みがないため、計画に記載するのは妥当ではない。ならば、乗継利便性を向上させる必要はないかと言うと、そんなことはない。知多バス「東ヶ丘団地線」は土日であれば日中も運行しており、平日も朝夕で運行している。できるところがあるのであれば必要な事業だと考えている。

また、新たな公共交通の導入の話が出たが、日中時間帯に東ヶ丘団地と巽ヶ丘駅の区間をコンスタントに利用される方がいるという確証が取れたのならば、実証実験をしていくことも可能だろう。

#### ◆委員 E

資料 1 の 32 ページ、施策 8 の「部署横断的に役場一丸となって、公共交通が利用しやすくなるように応援する」というのは、今までなかったものである。役場の中で意識を共有してもらうのは大きな前進だと感じている。

資料 1 の 29 ページ、施策 6 の 1 「地域に出向いた乗り方勉強会の継続的な実施」等の実施主体に「地域住民」とあるが、参加する人を指しているのか、コミュニティの中で主体的に動く人を指しているのかが分かりづらいように思える。

また、地域住民に接している機会が多い社会福祉協議会についても、実施主体に記載するのが妥当ではないか。

#### ◆事務局 A

社会福祉協議会については、実施主体に追記できるよう調整していく。

#### ◇副会長

地域住民については、組織として特定できるものがあれば記載した方が良いのではないかと。例えば、地域連絡所長といったように対象を記載することが考えられる。

#### ◇会長

いくつかご指摘を頂いたが、公共性のある、不特定多数の人が訪れる場所への公共交通の利便性を確保することは、まちづくりとして考えていく必要があることである。

また、目標の最終評価については、すべてを数値化して、重みづけして、評点がきちんと出てくると非常に美しいが、この美しさとそれぞれの人の実感は反比例するところがある。あえて、がちがちに設定せず、個別の事業をしっかりと実施していくことで、全体が良くなるはずだという、少しゆとりを持った形の方が運用上はやりやすいのではないかと考える。

地域住民の示し方も難しいところがある。関連する組織を具体的に示すには、数が多く、どこまで示すべきかといった問題や、示した組織以外の方との関係が構築しづらくなるといった問題が生じてくる。地域住民の注釈をつけることで、関連する組織を内包する形で進めていきたい。

#### ◆事務局 B

資料1の32ページ、施策8の1「新たに建設・改修する町内公共施設は公共交通で訪れやすいようにする」については、町内集客施設といった語句を入れるよう調整させていただく。併せて、事業内容も修正させていただく。

◇会長

その他なければ、採決を取らせていただく。先ほどの事務局のような見解で、基本的にはこの計画（案）を採用させていただくということによろしいか。

◆全委員

異議なし。

◇会長

議題1については、一部修正のうえ進めていくことで可決された。その他で何かあるか。

◆事務局C

東浦町地域公共交通計画策定に向けた今後のスケジュールについて説明する。2月1日から2月28日まで、本日のご意見により一部修正した案を公表し、住民の皆様のご意見をいただく、パブリックコメントを実施する。

その後、いただいたご意見と町の考え方を3月上旬に公表し、3月中に再度地域公共交通会議を開催し、最終案について、委員の皆様にご審議していただく。なお、3月の会議日程は、開催方法等が決定次第、ご連絡させていただく。

◇会長

その他で何かあるか。

その他1 東浦町地域公共交通会議の公募委員募集

◆事務局A

本会議の公募委員の任期が令和3年度末までとなっているため、町ホームページ及び広報ひがしうらにて、公募委員を募集している。再任も可能であるため、公募委員の皆様には、内容を確認のうえ、検討していただきたい。

◇会長

その他で何かあるか。

その他2 東浦町運行バス「う・ら・ら」の有料広告募集

◆事務局A

本日より、令和4年度からの町運行バス「う・ら・ら」の車内・車外の有料広告を募集している。企業PR等への活用を検討していただきたい。

◇会長

本日の議事日程をすべて終了した旨を告げ、閉会を宣告する。